

令和6年度 下呂市結婚新生活支援事業補助金のご案内

下呂市ではこれから夫婦として新生活を始める世帯を対象に、新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

1. 対象

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに入籍した世帯
 - ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満（世帯収入約670万円未満に相当）※
 - ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
 - ④ ご夫婦が居住する住宅が下呂市内にあり、当該住宅に住民登録をしている世帯
- ※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除します。

2. 対象費用

❖新居の住宅費	①新居の購入費 ②新居の家賃、礼金、共益費、仲介手数料 ③新居のリフォーム費用
❖新居への引越費用	④引越業者や運送業者に支払った引越費用

3. 補助金額

上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、**夫婦ともに30～39歳以下の世帯は1世帯あたり上限30万円**
29歳以下の世帯は1世帯あたり上限60万円

4. 申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書(様式第1号)
- ・婚姻後の戸籍謄本または婚姻届受理証明書
- ・婚姻後の世帯全員の住民票
- ・ご夫婦の一番直近の年度の所得証明書
- ・【新居の購入について申請される方】住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ・【新居の賃貸借について申請される方】住宅の賃貸借契約書の写し
- ・【勤務先から住宅手当が支給されている方】住宅手当支給証明書(様式第2号)
- ・【引越し費用について申請される方】引越し費用の領収書の写し
- ・【新居のリフォーム代について申請される方】住宅リフォームの工事請負契約書及び領収書の写し
- ・【奨学金を返還している方】奨学金の返済額がわかる書類

5. 提出先及び申請期限

下呂市役所社会福祉課(星雲会館内)、下呂庁舎市民サービス課または最寄りの振興事務所窓口(下呂地域を除く)へ **令和7年3月10日**までにご提出ください。